

広島県選挙管理委員会告示第二十四号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の不在者投票のできる施設として次のものを指定した。

平成二十四年四月二十六日

広島県選挙管理委員会委員長 橋本宗利

施設の種類	施設の名称	所在地	指定年月日
病院	医療法人宗和会 介護老人保健施設 かがわ	呉市本通二丁目八番一六号	平成二十四年四月一七日